

		<p>(住宅移転補助事業実施計画)</p> <p>第四条 前条の規定による補助を受けようとする市町は、あらかじめ、住宅移転補助事業実施計画を策定して知事に提出し、その承認を受けなければならぬ。</p> <p>2・3 略</p>	
		<p>(損失補償契約事項等)</p> <p>第五条 第三条第三号の契約には、次の各号に掲げる事項を含まなければならぬ。</p> <p>一 略</p>	
		<p>二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これをもつて当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により市町から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該市町に納付しなければならないこと。</p> <p>(県への納付金)</p>	
		<p>第六条 第三条第三号の規定により補助</p>	
		<p>(住宅移転補助事業実施計画)</p> <p>第四条 前条の規定による補助を受けようとする市町村は、あらかじめ、住宅移転補助事業実施計画を策定して知事に提出し、その承認を受けなければならぬ。</p> <p>2・3 略</p>	
		<p>(損失補償契約事項等)</p> <p>第五条 第三条第三号の契約には、次の各号に掲げる事項を含まなければならぬ。</p> <p>一 略</p>	
		<p>二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これをもつて当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により市町から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該市町に納付しなければならないこと。</p> <p>(県への納付金)</p>	
		<p>第六条 第三条第三号の規定により補助</p>	
		<p>(補助金の返還等)</p> <p>第七条 知事は、市町又は市町と第三条第三号の契約を結んだ融資機関が次の各号の一に該当するときは、市町に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>一・二 略</p>	
		<p>二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これをもつて当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により市町から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該市町に納付しなければならないこと。</p> <p>(特例)</p>	
		<p>第六条 第三条第三号の規定により補助</p>	
		<p>(報告及び検査)</p> <p>第八条 知事は、第三条の規定による補助金の使途が適正であるかどうかを知るために必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた市町に報告を求めることができる。</p> <p>2・4 略</p>	
		<p>(報告及び検査)</p> <p>第八条 知事は、第三条の規定による補助金の使途が適正であるかどうかを知るために必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた市町村に報告を求めることができる。</p> <p>2・4 略</p>	
		<p>(特例)</p> <p>第九条 知事は、地すべり等危険地域以外の地域に存する住宅の移転を行う者</p> <p>が、地すべり、山くずれ、がけ地の崩壊及び土石流の危険を避けるため、当該住宅を撤去して、他の地域へ転居し、</p>	

又は他の地域へ住宅を移転し、若しくは他の地域において撤去前の住宅に代わる住宅を建設し、若しくは購入する場合において、これらの措置が、地すべり、山くずれ、がけ地の崩壊及び土石流の危険を避けるため特に必要であると認めるときは、これらの措置に関する規定の例により、市町に対し補助することができる。

又は他の地域へ住宅を移転し、若しくは他の地域において撤去前の住宅に代わる住宅を建設し、若しくは購入する場合において、これらの措置が、地すべり、山くずれ、がけ地の崩壊及び土石流の危険を避けるため特に必要であると認めるときは、これらの措置に関する規定の例により、市町村に対し補助することができる。

第三十三条（佐賀県流水占用料等徴収条例の一部改正）に係る新旧対照表

	改 正 後	別表第三 略	改 正 前
備考			別表第三 略
一 甲地域とは市の区域をいい、乙地域とは町の区域をいう。 二〇七 略	一 甲地域とは市の区域をいい、乙地域とは町及び村の区域をいう。 二〇七 略		

第三十四条（佐賀県砂防法施行条例の一部改正）に係る新旧対照表

	改 正 後	別表第一 略	改 正 前
備考			別表第一 略
一 甲地域とは市の区域をいい、乙地域とは町の区域をいう。 二〇七 略	一 甲地域とは市の区域をいい、乙地域とは町及び村の区域をいう。 二〇七 略		

第三十五条（佐賀県道路占用料条例の一部改正）に係る新旧対照表

	改 正 後	別表 略	改 正 前

第三十六条（旅費等の臨時特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

（目的）

第一条 この条例は、佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例（昭和三十年佐賀県条例第二号）、佐賀県議会の公

聴会参加者等に対する実費弁償支給条例（昭和二十二年佐賀県条例第十八号）、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和二十八年佐賀県条例第七号）、佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年佐賀県条例第十五号）及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の旅費に関する条例（昭和二十九年佐賀県条例第十三号）の規定により支給を受ける旅費又は費用弁償のうち鉄道賃及び船賃の額に関し、当分の間、これらの条例の規定にかかわらず、特例を定めることを目的とする。

（目的）

改 正 前

イ 略

二〇四 略

イ 略

二〇四 略

イ 略

イ 略

。

備考

一 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおり

一 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおり

とし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。

とし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。

備考

一 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおり

一 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおり

第三十七条(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

(市町村等が処理する事務の範囲等)
改 正 後

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、
それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域
連合が処理することとする。

(市町村等が処理する事務の範囲等)
改 正 前

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、
それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域
連合が処理することとする。

イハ八 略

十八ヶ二十 略

イハ八 略

十八ヶ二十 略

二十一 駐車場法(昭和三十二年法律第六百六号。以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの
イハ八 略

二十一 駐車場法(昭和三十二年法律第六百六号。以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの
イハ八 略

(市町村等が処理する事務の範囲等)
改 正 後

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、
それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域
連合が処理することとする。

(市町村等が処理する事務の範囲等)
改 正 前

第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、
それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域
連合が処理することとする。

第三十八条(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後

(市町村等が処理する事務の範囲等)
第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、
それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域
連合が処理することとする。

改 正 前

(市町村等が処理する事務の範囲等)
第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、
それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域
連合が処理することとする。

一〇六 略	事 務	市町村又は広域 連合
七 自然公園法(昭和三十二年法律第六百六十一号)第十三条第三項の規定による知事に対する特別地域内の行為の許可の申請を受理し、及び当該許可の通知書を交付すること。	九の三 農地法(昭和二十七年法律第二百四十九号。以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの イハ八 略	市 唐津市 玄海町 伊万里

一〇六 略	事 務	市町村又は広域 連合
七 自然公園法(昭和三十二年法律第六百六十一号)第十三条第三項の規定による知事に対する特別地域内の行為の許可の申請を受理し、及び当該許可の通知書を交付すること。	九の三 農地法(昭和二十七年法律第二百四十九号。以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの イハ八 略	市 唐津市 玄海町 伊万里

一〇六 略	事 務	市町村又は広域 連合
七 自然公園法(昭和三十二年法律第六百六十一号)第十三条第三項の規定による知事に対する特別地域内の行為の許可の申請を受理し、及び当該許可の通知書を交付すること。	九の三 農地法(昭和二十七年法律第二百四十九号。以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの イハ八 略	市 唐津市 七山村 玄

二十二ヶ二十四 略	事 務	市町村を除く。川副町
二十二ヶ二十四 略	事 務	市町村を除く。川副町

二十二ヶ二十四 略	事 務	市町村を除く。川副町
二十二ヶ二十四 略	事 務	市町村を除く。川副町

一〇六 略	事 務	市町村又は広域 連合
七 自然公園法(昭和三十二年法律第六百六十一号)第十三条第三項の規定による知事に対する特別地域内の行為の許可の申請を受理し、及び当該許可の通知書を交付すること。	九の五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの イハ八 略	市 唐津市 玄海町 伊万里

一〇六 略	事 務	市町村又は広域 連合
七 自然公園法(昭和三十二年法律第六百六十一号)第十三条第三項の規定による知事に対する特別地域内の行為の許可の申請を受理し、及び当該許可の通知書を交付すること。	九の五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの イハ八 略	市 唐津市 七山村 玄

一〇六 略	事 務	市町村又は広域 連合
七 自然公園法(昭和三十二年法律第六百六十一号)第十三条第三項の規定による知事に対する特別地域内の行為の許可の申請を受理し、及び当該許可の通知書を交付すること。	九の五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この号において「法」という)に基づく事務のうち次に掲げるもの イハ八 略	市 唐津市 七山村 玄

二十六ヶ二十八 略	事 務	市町村を除く。川副町
二十六ヶ二十八 略	事 務	市町村を除く。川副町

二十六ヶ二十八 略	事 務	市町村を除く。川副町
二十六ヶ二十八 略	事 務	市町村を除く。川副町

二十六 二十八 略	二十五 法に基づく事務のうち次 に掲げるもの(二以上の市町 の区域にまたがる事務を除く) イ・ロ 略	各市 (佐賀市を 除く。)川副 町 野ヶ原町 神埼町 吉川 町 有田町 白石町 やき町 上峰町 有基山 白石町	二十一 駐車場法(昭和三十二年 法律第百六号)以下この号にお いて「法」という)に基づく事 務のうち次に掲げるもの イ・ロ 略	各市 川副町 川副町 吉野ヶ 里町 基山町 みやき 町 有田町 白	十七 土地区画整理法(昭和二十 九年法律第百十九号)以下この 号において「法」という)に基 づく事務のうち次に掲げるも の イ・ハ 略	各市 川副町 川副町 吉野ヶ 里町 基山町 みやき 町 有田町 白	十六 国有財産法(昭和二十三年 法律第七十三号)に基づく事務 のうち河川法(昭和三十九年 法律第百六十七号)第一百条第一 項の規定により同法の規定が準 用される川の用に供されている 国有財産について境界を確定す ること及び国有財産法第三十 一条の二の規定により他人の占 有する土地に立ち入らせるこ と	各市 (嬉野市を 除く。)川副 町 東与賀町 久保田町 神埼 町 千代田町 吉野ヶ原 町 みやき町 峰町 玄海町 有田 町 太良町	十六 商工会法(昭和三十五年法律 第八十九号)以下この号におい て「法」という)に基づく事 務のうち次に掲げるもの イ・ワ 略	佐賀市 唐津市 多久市 小城市 各町村(有 田町を除く。)	九の六 略
-----------------	---	--	---	--	--	--	---	---	---	--	----------

二十六 二十八 略	二十五 法に基づく事務のうち次 に掲げるもの(二以上の市町 の区域にまたがる事務を除く) イ・ロ 略	各市 (佐賀市を 除く。)川副 町 野ヶ原町 神埼町 吉川 町 有田町 白石町 やき町 上峰町 有基山 白石町	二十一 駐車場法(昭和三十二年 法律第百六号)以下この号にお いて「法」という)に基づく事 務のうち次に掲げるもの イ・ロ 略	各市 川副町 川副町 吉野ヶ 里町 基山町 みやき 町 有田町 白	十七 土地区画整理法(昭和二十 九年法律第百十九号)以下この 号において「法」という)に基 づく事務のうち次に掲げるも の イ・ハ 略	各市 川副町 川副町 吉野ヶ 里町 基山町 みやき 町 有田町 白	十六 国有財産法(昭和二十三年 法律第七十三号)に基づく事務 のうち河川法(昭和三十九年 法律第百六十七号)第一百条第一 項の規定により同法の規定が準 用される川の用に供されている 国有財産について境界を確定す ること及び国有財産法第三十 一条の二の規定により他人の占 有する土地に立ち入らせるこ と	各市 (嬉野市を 除く。)川副 町 東与賀町 久保田町 神埼 町 千代田町 吉野ヶ原 町 みやき町 峰町 玄海町 有田 町 太良町	十六 商工会法(昭和三十五年法律 第八十九号)以下この号におい て「法」という)に基づく事 務のうち次に掲げるもの イ・ワ 略	佐賀市 唐津市 多久市 小城市 各町村(有 田町を除く。)	九の六 略
-----------------	---	--	---	--	--	--	---	---	---	--	----------

第三十九条(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表	(趣旨)		改 正 後	
	第一条	この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十 二条の十七の二第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第一百六十二号)第五十五 条第一項の規定に基づき、知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町又は広域連合が処理することとす ることに関し必要な事項を定めるものとする。	第二条	この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十 二条の十七の二第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第一百六十二号)第五十五 条第一項の規定に基づき、知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町又は広域連合が処理することとす ることに関し必要な事項を定めるものとする。
四の三 知的障害者福祉法(昭和二十四年法律三百八十三号)第十二条の三第一項の規定によ り、身体障害者相談員への業務委託を行うこと。	四の三 知的障害者福祉法(昭和二十四年法律三百八十三号)第十二条の三第一項の規定によ り、身体障害者相談員への業務委託を行うこと。	各市町	各町	各町

第三十九条(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表	(趣旨)		改 正 前	
	第一条	この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十 二条の十七の二第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第一百六十二号)第五十五 条第一項の規定に基づき、知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町又は広域連合が処理することとす ることに関し必要な事項を定めるものとする。	第二条	この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十 二条の十七の二第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第一百六十二号)第五十五 条第一項の規定に基づき、知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町又は広域連合が処理することとす ることに関し必要な事項を定めるものとする。
四の三 知的障害者福祉法(昭和二十四年法律三百八十三号)第十二条の三第一項の規定によ り、身体障害者相談員への業務委託を行うこと。	四の三 知的障害者福祉法(昭和二十四年法律三百八十三号)第十二条の三第一項の規定によ り、身体障害者相談員への業務委託を行うこと。	各市町	各町	各町